

瑞浪市第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画 の策定について

1	計画の概要.....	1
2	計画策定の背景（法改正等の動き）.....	3
3	国の基本計画・基本指針の見直しについて.....	5
4	計画策定の方法.....	8
5	計画策定体制.....	9
6	スケジュール.....	10
7	計画の目次構成（案）.....	11

※「障がい者」等の表記について

法律等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「障がい」と表記としています。

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

①瑞浪市障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国および県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、瑞浪市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

瑞浪市では、現在、「第3次瑞浪市障害者計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第4次瑞浪市障害者計画」を策定します。

②瑞浪市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込みなどを定めた計画です。「障害福祉計画」は、「障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的方策を定めるものであり、「障害者計画」に内包されるものとして位置づけ、一体的に策定します。

瑞浪市では、現在、「第4期瑞浪市障害福祉計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第5期瑞浪市障害福祉計画」を策定します。

③瑞浪市障害児福祉計画

平成28年6月^{〔訂正〕}の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、今回は「第5期瑞浪市障害福祉計画」と一体的に策定します。

④関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

(2) 計画期間

①障害者計画

現行の「第3次障害者計画」は平成24年度から平成29年度までの6年間で計画期間としており、新たに策定する「第4次障害者計画」は、平成30年度

から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とします。

②障害福祉計画・障害児福祉計画

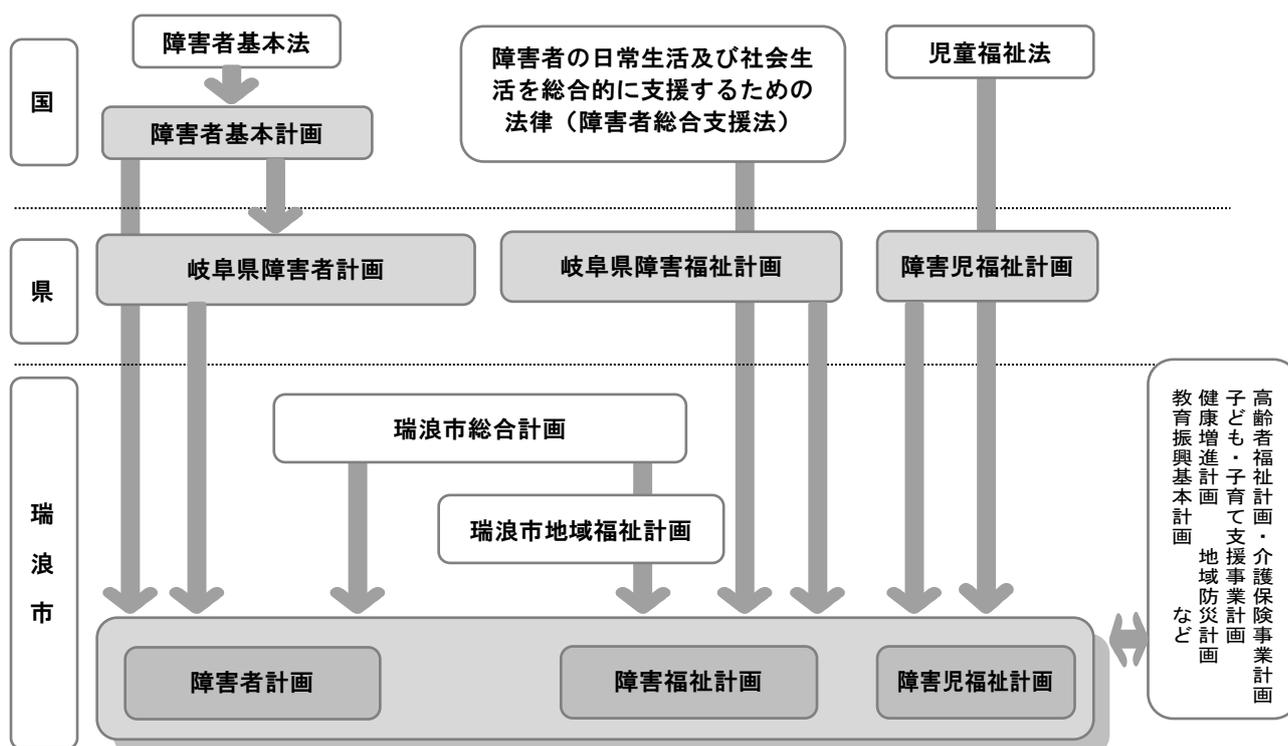
「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において 3 年とされています。現行の「第 4 期障害福祉計画」は平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間としており、新たに策定する「第 5 期障害福祉計画」および「第 1 期障害児福祉計画」は、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表 1 計画期間

計画名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
瑞浪市	障害者計画	第 3 次						第 4 次					
	障害福祉計画	第 3 期			第 4 期			第 5 期					
	障害児福祉計画							第 1 期					

図表 2 計画の位置づけと関連計画



2 計画策定の背景（法改正等の動き）

（１） 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年 9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

（２） 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止などが規定されました。

（３） 児童福祉法等の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

（４） 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

（５） 障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護

の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが定められました。

また、平成 28 年 6 月改正では、平成 30 年 4 月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。

（６） 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

（７） 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

（８） 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

（９） 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

（10） 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

3 国の基本計画・基本指針の見直しについて

(1) 国の第4次障害者計画の骨子案

1. 位置付け

- ・ 障害者基本法第11条第1項が根拠
- ・ 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

2. 対象期間

- ・ 平成30(2018)～34(2022)年度の5年間

3. 基本理念

- ・ 障害者権利条約の理念
- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・ 障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

4. 基本原則

- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3～5条の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

5. 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) P.D.C.Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

6. 各分野における障害者施策の基本的な方向

①安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

③防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進

【アクセシビリティ】

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。(日本大百科全書より)

【PDCA サイクル】

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字。Act から Plan につなげることで継続的に業務改善を実施していく。

(百科事典マイペディアより)

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

(2) 相談支援体制の構築

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

(4) 障害のある子供に対する支援の充実

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

⑥保健・医療の推進

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

(2) 保健・医療の充実等

(3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進

(4) 保健・医療を支える人材の育成・確保

(5) 難病に関する保健・医療施策の推進

(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

⑦行政等における配慮の充実

(1) 司法手続等における配慮等

(2) 選挙等における配慮等

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

(4) 国家資格に関する配慮等

⑧雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

(2) 経済的自立の支援

(3) 障害者雇用の促進

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

(5) 福祉的就労の底上げ

⑨教育の振興

(1) インクルーシブ教育システムの推進

(2) 教育環境の整備

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取

【インクルーシブ教育システム】

障害者の権利に関する条約において提唱された概念で、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、基礎的環境整備、合理的配慮が必要条件となる。(文部科学省資料等より)

組の推進

⑪国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(2) 第5期障害福祉計画にかかる国の基本指針の主な改正内容

①地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

③障害児支援の提供体制の計画的な整備

以下の柱を盛り込み、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに追加する。

- 1) 地域支援体制の構築
- 2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3) 地域社会への参加・包容の推進
- 4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

④発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者支援地域協議会の設置が重要であることなどを追加する。

⑤障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- 1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
入所者削減目標の設定
- 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- 3) 地域生活支援拠点等の整備
平成32年度末までに、市または圏域において地域生活支援拠点等を整備
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等
移行者数などにかかる平成32年度末までの数値目標設定
- 5) 障がい児支援の提供体制の整備等
平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市または圏域に1か所以上確保 他

4 計画策定の方法

(1) 障害者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障害者を取り巻く現況を把握・分析します。

- 人口・世帯の状況（人口構造、世帯動向、障害者数）
- 障害者の状況（手帳所持者数、サービス利用状況等）
- 拠点施設の状況（保健・福祉・障害者施設、公共施設）
- 人的資源の状況（NPO、ボランティア団体等） 等

(2) アンケート調査の実施

生活上の課題の状況、サービスの利用状況および利用意向、障害者施策に対する要望等を把握するため、「一般調査」と「障がいのある方への調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

- 調査対象
 - 一 般：瑞浪市在住の20歳以上の方から無作為抽出（1,000人）
 - 障がい：瑞浪市在住の障害者手帳所持者から無作為抽出（1,000人）
（身体700人、療育200人、精神100人）
- 実施期間：平成29年4月13日～5月1日
- 実施方法：郵送配布・郵送回収
- 設問数：一般23問 障がい57問
- 調査結果：別添「アンケート調査結果報告書（抜粋版）」参照

(3) 団体ヒアリングの実施

当事者団体や支援団体等に対し、活動上の課題、他団体等との連携、障害者施策に対するご意見等をうかがい、計画策定の参考とします。

(4) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料とします。

② 障害福祉サービスの給付実績分析

第4期障害福祉計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析及び地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料とします。

(5) 計画素案の検討

瑞浪市障害者計画等推進委員会において計画素案を審議^[訂正]します。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメント（1月予定）を実施します。

5 計画策定体制

(1) 瑞浪市障害者計画等推進委員会

関係団体に所属する者や有識者、公募による市民などにより構成する「瑞浪市障害者計画等推進委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきます。(別添「瑞浪市障害者計画等推進委員会規則」参照)

今年度は4回の開催を予定しています。

(2) 事務局(社会福祉課)

計画策定・推進委員会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行います。

6 スケジュール

	推進委員会
第1回	7月12日(水) ○委嘱状交付・正副会長 ^[訂正] 選出 ○計画策定について ○瑞浪市における障害者の現状について ○アンケート調査の結果について ○現行計画の進捗評価、団体ヒアリングの実施について ○計画の骨子 ^(案) ^[訂正] について
第2回	10月中旬 ○第3次障害者計画の進捗評価について ○第4期障害福祉計画の進捗評価について ○団体ヒアリングの結果について ○計画素案について
第3回	11月下旬 ○計画素案について ○第5期障害福祉計画にかかる目標値の設定について ○パブリックコメント実施について
第4回	2月中旬 ○パブリックコメント結果について ○計画の最終確認について

7 計画の目次構成（案）

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の経緯と趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 「障がい者等」の定義
- 6 「障がい者等」の表記
- 7 近年の障害者制度等の動向

第2章 障がい者の現状

- 1 瑞浪市の障がい者の現状
 - (1) 人口
 - (2) 障がい者人口
 - (3) 障がい者推計

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的視点
- 3 施策の体系

第4章 分野ごとの基本計画 ※別紙

- 1 保健・医療の充実
- 2 療育・保育・教育の充実
- 3 生活支援体制の充実
- 4 自立と社会参加の促進
- 5 安全・安心のまちづくり
- 6 人権尊重と支え合いのまちづくり

第5章 第5期障害福祉計画

- 1 障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画の基本的な考え方
 - (1) 第5期障害福祉計画策定における国の動向及び留意点
- 2 平成32年度の目標値の設定
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行

- (2) 福祉施設から一般就労への移行
- 3 指定障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
- 4 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策
 - (1) 相談支援
 - (2) 成年後見制度利用支援事業
 - (3) コミュニケーション支援
 - (4) 日常生活用具給付等事業
 - (5) 移動支援事業
 - (6) 地域活動支援センター事業
 - (7) その他の事業

第6章 第1期障害児福祉計画

※未定

第7章 計画の推進

- 1 庁内関連部局の連携
- 2 関係機関との連携
- 3 計画の進行管理
- 4 計画の弾力的な運用

参考資料

- 1 瑞浪市障害者計画・障害福祉計画策定の経緯
- 2 瑞浪市障害者計画等推進委員会設置要綱
- 3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿
- 4 瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画策定における調査結果
- 5 ヒアリング調査の結果
- 6 用語集
- 7 障がい者マーク
- 8 障害者の権利に関する条約